

| 対 応 (案) | 留 意 事 項 |
|--|---|
| <p>○一の都道府県で完結する53水系 ⇒できる限り都道府県に移管</p> <p>※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要</p> <p>⇒ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理</p> | <p>個別河川の地方への移管に当たっては、</p> <p>①技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備</p> <p>②現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行うことが必要</p> |
| <p>○氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系</p> <p>○広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系</p> <p>○急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系</p> <p style="text-align: right;">} 60%程度</p> | <p>●水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討</p> |
| <p>⇒都道府県への移管候補は、40%程度</p> | |

総務省・国土交通省

1. 道路・河川の権限移譲に当たっては、国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。
 - (1) 道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討することとし、地域の実状を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。
ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。
 - (2) 想定を超える大規模災害等については、国・地方が協力して適切に対応することとし、その場合の国の支援の仕組み等については、今後、検討する。
 - (3) 道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、検討する。
2. 1. を前提に、遅くとも9月中には個別の道路・河川について国土交通省と関係都道府県等との協議が行われるようにする。

【道路関係】

- ・移譲の範囲、財源、組織・人員、技術確保方策、非常時における対応等についての基本的考え方
- ・地方整備局内関連部局及び国道事務所並びに北海道開発局等について、所在地、管轄区域、内部組織、職員数、業務内容等
- ・全ての直轄国道について、整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳(平成19～15年度)
- ・全ての直轄国道について、既決定の事業計画上の事業名、路線番号、事業主体(整備局名)、都道府県名、総事業費、残事業費、事業完了予定年度
- ・一般国道の指定区間のうち、①同一都道府県内に起終点がある区間、②バイパスに並行する現道区間を含む路線の区間、③起点から終点までの一部に都道府県等管理となっている区間を含む路線の区間について、区間名、路線延長、位置(地図上に表示)並びに整備費及び維持管理費の決算額及び財源内訳(平成19～15年度)
- ・上記①～③の路線の区間について、既決定の事業計画の総事業費及び残事業費
- ・地方整備局、国道事務所等ごとの巡回車等の台数

【河川関係】

- ・移譲の範囲、財源、組織・人員、技術確保方策、非常時における対応等についての基本的考え方
- ・地方整備局内関連部局及び国道事務所並びに北海道開発局等について、所在地、管轄区域、内部組織、職員数、業務内容等
- ・一の都道府県内で完結する一級河川及びおおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、水系名、整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳(平成19～15年度)
- ・一の都道府県内で完結する一級河川及びおおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、既決定の事業計画上の総事業費、残事業費、事業完了予定年度、事業主体(整備局名)
- ・一の都道府県内で完結する一級河川及びおおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、水系ごとのパトロール車等の台数

※ その他、モデルケース(道路16箇所・河川13箇所)に係る移譲区間についての考え方、維持管理経費、現行の管理体制、今後の事業費見込み等国土交通省の考え方・データを提示。